令和3年度県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会歳入歳出決算見込

1 歳入の部 (単位:千円)

科目		当初予算額 (A)	流用額 (B)	現計予算額 (C) [A+B]	決算見込額 (D)	差額 (D)-(C)	決算見込額の内訳 (負担金の括弧は当初予算額)		
1	負担金	74,931	74,9			△ 7,430	盛岡市	25,169	(27,935)
							八幡平市	6,033	(6,698)
							滝沢市	8,265	(9,175)
				74 021	67,501		雫石町	5,396	(5,991)
				74,931	6,931 07,301		葛巻町	4,648	(5,160)
							岩手町	5,158	(5,726)
							紫波町	6,635	(7,366)
							矢巾町	6,197	(6,880)
2	諸収入	1		1	1	0	預金利子		
3	繰越金	1		1	1,823	1,822	令和2年度から	の繰越金	
	計	74,933		74,933	69,325	△ 5,608			

2 歳出の部 (単位:千円)

							(1-17-11)
	科目	当初予算額 (a)	流用額 (b)	現計予算額 (c) [a+b]	決算見込額 (d)	差額 (d)-(c)	決算見込額の内訳
1	報酬	116	173	289	289	0	懇話会アドバイザー謝金ほか 289
2	旅費	1,299	△ 173	1,126	348	\triangle 110	
3	需用費	364		364	364	0	事務用消耗品代ほか 36-
4	役務費	146		146	136	△ 10	タブレット利用料,振込手数料ほか 130
5	委託料	8,692		8,692	7,843	△ 849	基本構想支援業務 2,860 ごみ処理体制検討調書作成業務 4,983
6	負担金	64,316		64,316	60,345	△ 3,971	職員負担金及び時間外手当 60,10 複写機使用料負担金 24
	<u>中</u>	74,933	0	74,933	69,325	△ 5,608	

3 繰越明許費

地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、以下にる。 (単位:千円)

_	る 。		(十一元・111)
	科目	事業名	金額
	委託料	ごみ処理体制検討調書作成業務	4,983